

# 臨時福祉給付金について

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。

## ●支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、「課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合」や「生活保護の受給者である場合」などは除きます

## ●支給額

1人につき6千円

## 【申請方法】

申請先 住民福祉課

(平成27年1月1日時点で住民票が日高町にある方が対象です)

## 申請期間

平成27年11月2日(月)

～平成28年2月2日(火)

## 提出書類 申請書

## ★添付書類

## ①本人確認書類

(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートの写し。健康保険証や年金証書など、顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが二点必要です)

## ②口座が確認できる書類

(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)



「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成27年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

臨時給付金制度の概要については「厚生労働省専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)



## マイナンバーカードのコールセンターのご案内

### ●センター開設日および開設時間

#### ■お問い合わせ対応業務



平成27年10月1日～平成28年3月31日まで  
(平日8:30～22:00、土日祝9:30～17:30)

平成28年4月1日～  
(平日8:30～17:30)

※12月29日～1月3日までは受付できません

#### ■マイナンバーカードの一時停止申請受付

24時間365日

※マイナンバーカード交付開始後の平成28年1月から受付開始

### ●コールセンターの電話番号

対応内容	対応言語	電話番号
カードについての問い合わせ カードの一時停止申請	日本語	☎0570・783・578 (ナビダイヤル)
カードについての問い合わせ カードの一時停止申請	外国語対応 (英語・中国語・韓国語 スペイン語・ポルトガル語)	☎0570・064・738 (ナビダイヤル)

※ナビダイヤルは通話料がかかります

※一部IP電話で上記に繋がらない場合は、下記番号におかけください  
☎050・3818・1250



# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者  
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成28年3月末までです。



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
  - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可（但し、助成額は月割り交付となります）。
  - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739 72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

### ■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

**家庭ごみの野外焼却は  
禁止されています**

法律により、家庭ごみの野外焼却は禁止されています。自分で焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

## 日高町 身体障がい者福祉遠足

町内の身体障がい者のみなまにご参加いただき、健康増進と親睦を深める目的で、福祉遠足を開催します。

お誘い合わせのうえ、多数ご参加いただきますようご案内します。

●とき 平成27年11月10日（火）  
10時30分～14時30分（予定）

●ところ 温泉館「海の里」  
みちしおの湯（方杭）

●対象 身体障害者手帳をお持ちの方

※弁当は主催者をご用意します

お申込みは、日高町社会福祉協議会（☎63・2751）まで。